

広島県教育委員会教育長告示第四号

広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部を改正する告示

広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第三号）の一部を次のよう改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
改正する。

広島県教育委員会

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

備考	十五	十四	十三	十二
一・二 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	四号 様式第十	三号 様式第十	二号 様式第十	一号 様式第十

備考	十六	十五	十四	十三
一・二 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	六号 様式第十	五号 様式第十	四号 様式第十	三号 様式第十

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>この施行細則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>様式第1号—様式第5号</u> (略)</p>	<p>附 則</p> <p>この施行細則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>様式第1号</u></p> <p><u>様式第2号</u></p> <p><u>様式第3号—様式第7号</u> (略)</p>

別記様式第八号中「平成」を「令和」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第九号中「平成」を「令和」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>様式第8号—様式第13号</u> (略)</p> <p><u>斐音紙十日印</u> (蓋)</p>	<p><u>様式第10号—様式第15号</u> (略)</p> <p><u>斐音紙十日印</u> (蓋)</p>

附 則

この教育委員会教育長告示は、令和三年四月一日から施行する。